1 要領改定の理由

(1) 内壁仕上塗材の点検結果等を踏まえた取扱いの規定

- 内壁仕上塗材は、令和2年実施の点検により、全ての点検実施施設において、アスベストの周辺環境への飛散がないことを確認できたことから、要領に基づく点検の対象外とするため。
- 大気汚染防止法等の改正により、仕上塗材は施工時の工法問わず除去等作業時の届出対象外(いわゆるレベル3建材)とされたことに伴い、取扱いを整理するため。

(2) アスベスト管理台帳システムの導入

 アスベスト管理台帳の更新作業等の効率化を目的として構築した「アスベスト管理台帳システム」 の導入に伴い、台帳の管理方法を整理するため。

(3) その他

• 用語の明確化、文言の整理を行うため。

2 要領改定の概要

(1) 内壁仕上塗材の点検結果等を踏まえた取扱いの規定

旧(現行)

2 定義

- (1) 石綿及びアスベストについて (省略)
- (2) 点検対象となる石綿含有建材 (省略)

ウ※を除く石綿スレートやビニールタイル 等のアスベスト成形板等(レベル3)及び石 綿含有仕上塗材<u>のうち外壁仕上塗材</u>につ いては要領の対象外とする(内壁仕上塗 材については、令和2年度に取扱いを決定 する予定であり、それまでの間は要領の 対象外とする。)。

新(改定案)

2 定義

- (1) 石綿及びアスベストについて (省略)
- (2) 点検対象となる石綿含有建材 (省略)

ウ*を除く石綿スレートやビニールタイル 等のアスベスト成形板等及び石綿含有仕 上塗材(レベル3建材)については要領の 対象外とする。

(2) アスベスト管理台帳システムの導入

※ ウ:煙突用石綿含有ライナー材

従来のExcelデータによる管理に代わり、本システムによる台帳の管理方法について記載する。※対策要領とは別に「アスベスト管理台帳システム 操作マニュアル」を整備する。

(3) その他

- 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は、未措置(露出)として取り扱うことを明記する。
- その他軽微な文言修正を行う。